

京都市交通局管理規程第8号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月30日

京都市公営企業管理者  
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第37条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第35条第1項第7号に規定する報償金のうち、無事故(月間無事故)団体表彰報償金に係る資金前渡を受けた資金については、毎年3月末日とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(交通局企画総務部財務課)